

養成施設ルートの見直し

教育内容を充実した上で国家試験を受験

現 行

見直しの方向

養成施設
2年課程

1,650時間

1,800時間 + 国家試験

人間と社会	240時間
介護	810時間
実習	450時間
こころとからだのしくみ	300時間

福祉系大学・
社会福祉士
養成施設等卒
1年課程

900時間

1,080時間 + 国家試験

介護	570時間
実習	360時間
こころとからだのしくみ	150時間

保育士
養成施設等卒
1年課程

930時間

1,155時間 + 国家試験

人間と社会	15時間
介護	570時間
実習	360時間
こころとからだのしくみ	210時間

実務経験ルートの見直し

理論的・体系的に知識・技能を学ぶための新たな養成課程を賦課

現 行

見直しの方向

通常のリート

国家試験

+

実務経験 3 年

実務経験 3 年

600 時間 * 1

人間と社会	60 時間
介護	330 時間
こころとからだのしくみ	210 時間

* 1 6 月以上（通信課程の場合 1 年以上）の養成課程となる。

介護職員基礎
研修ルート * 4

な し

国家試験 * 3

+

実務経験 2 年

+

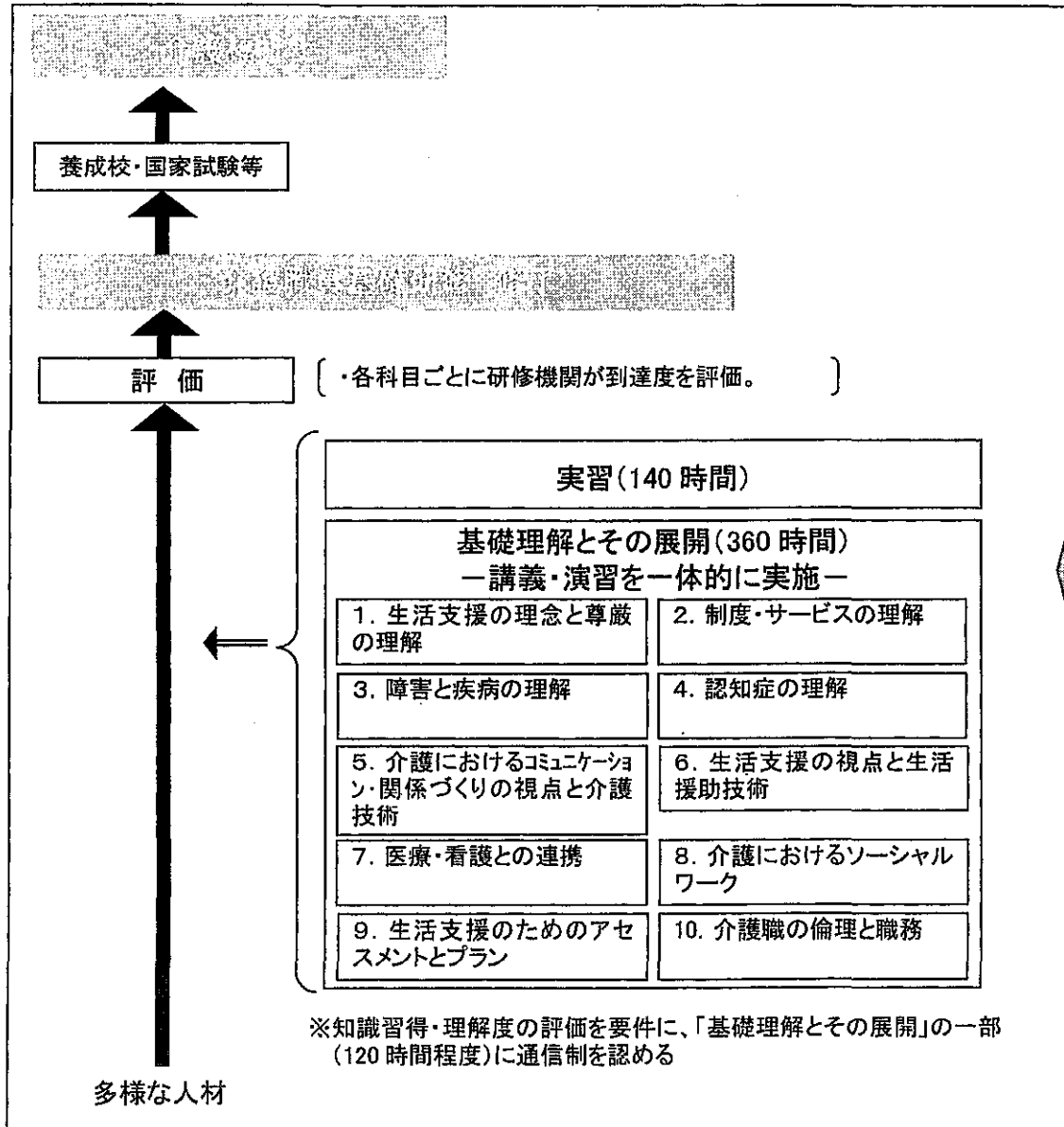
介護職員基礎研修 * 2

* 2 500 時間の養成課程であるが、実務経験 2 年は介護職員基礎研修修了後のものに限られ、あらかじめ理論的・体系的に知識・技能を修得した上で実務経験 2 年を経るものであることに配慮。

* 3 実技試験は免除されない。

* 4 教育カリキュラムの見直しの実施に併せ、介護職員基礎研修の在り方（教育内容・教育時間）についても検討を行う。

[参考] 介護職員基礎研修（基礎的な介護職業教育）の概要

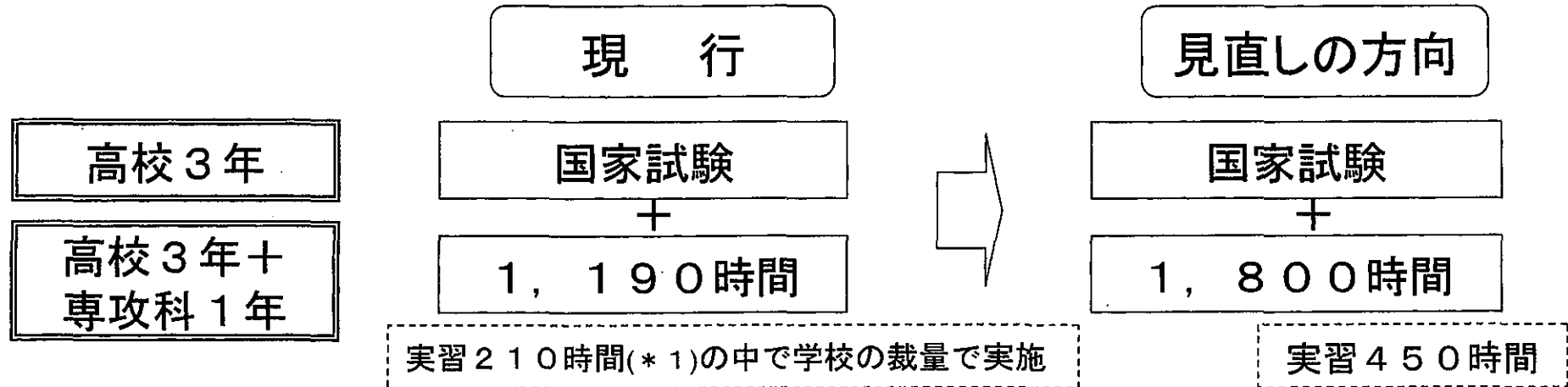


研修の目的・概要

- これから介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、プロとして職務にあたるうえでの基本姿勢、基礎的な知識・技術を習得させるとともに、今後、介護福祉士をめざしてより専門的な知識・技術を獲得していくための基盤を形成する。
- 利用者の状況やケアモデルの変化を踏まえ、利用者の尊厳を保持し、生活全体を支援する個別的ケアの提供、認知症高齢者へのケア、医療・看護との連携やチームケア、地域を基盤としたケアに関する内容を充実。
- これから就業するものが、ケアの理念の体得、技術習得できるよう、教育方法・時間数を拡充。
- 講義と演習を一体的に展開。
- 各研修機関において受講者の知識の理解度、介護技術の習得度を評価。
- 介護福祉士養成カリキュラムとの一定の整合性に配慮。
- 受講しやすくするための柔軟な研修展開。
- 訪問介護員資格を保有する現任者等が受講する場合は、これまでの研修受講歴、実務経験等を十分に評価し、受講科目の免除等を行う。

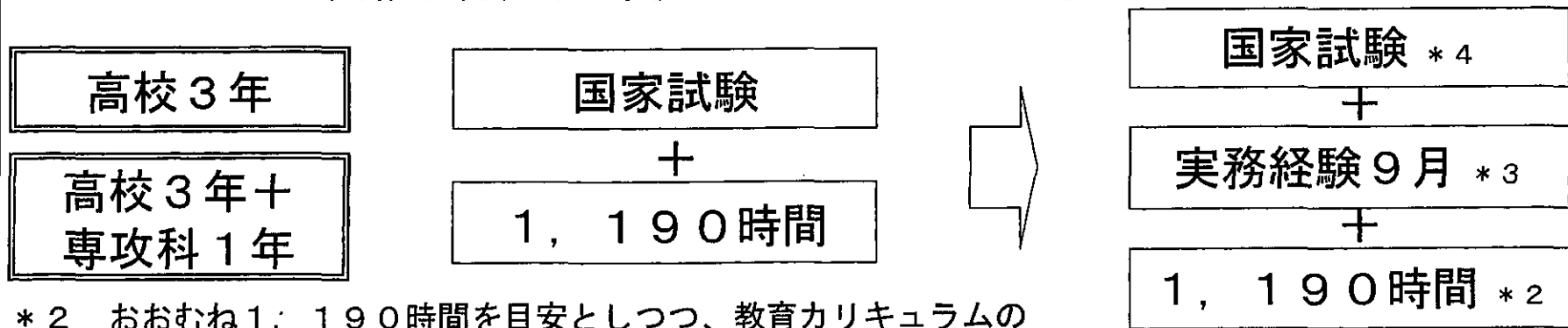
福祉系高校ルートの見直し

① 実習時間数を拡充するなど教育内容を大幅に充実



* 1 現場実習のほかに校内での知識・技能の修得に係る時間も含まれる。

教育内容の充実に係る移行措置として、以下のルートも時限的に認める。(教育カリキュラム及び資格取得体系の更なる見直しの検討の際に、廃止する方向で検討)



* 2 おおむね1; 190時間を目安としつつ、教育カリキュラムの見直しの趣旨を踏まえた見直しを検討。

* 3 実務経験は高校卒業後のものに限る。なお、実務経験期間に参入されるのは1月の筆記試験の前日までの実務経験なので、実質的には1年間の実務経験を要求しているもの。

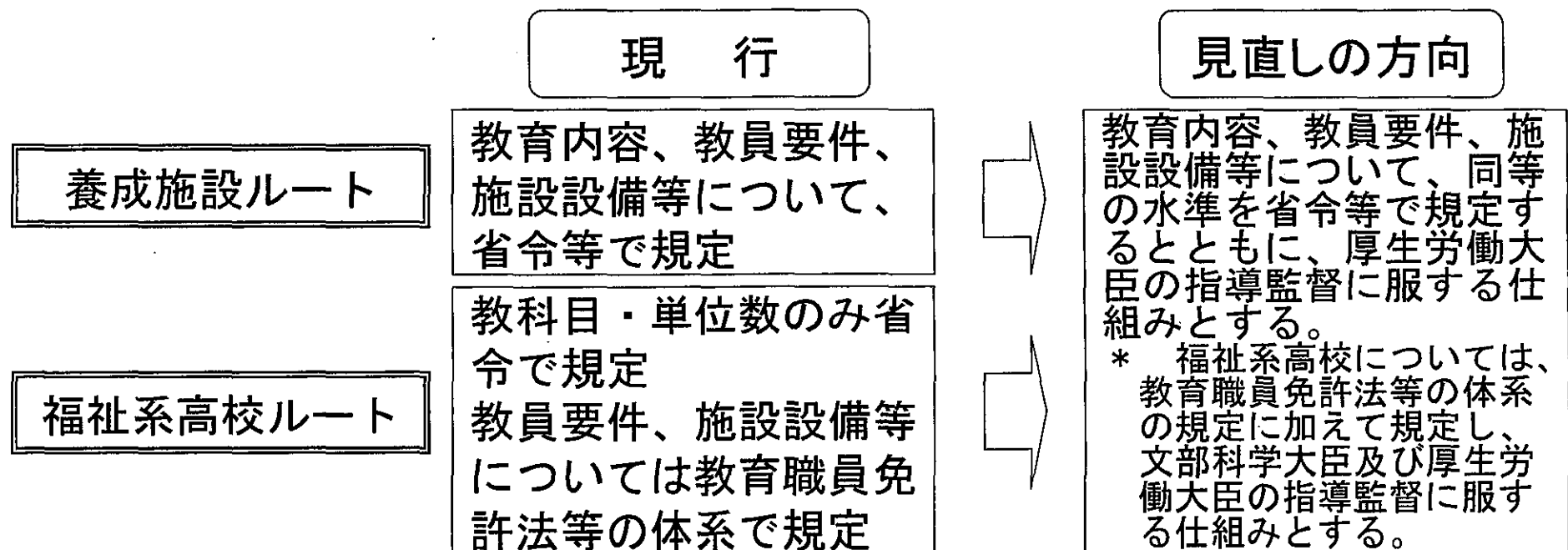
* 4 実技試験は免除されない。

② 福祉系高校における教育内容の担保

資格取得方法の一元化に当たっては、一定水準以上の教育内容が担保されることが前提。

単に教科目及び単位数を規定するのみならず、例えば教員要件、教科目の内容等について、同等の水準が制度的に担保されるように、新たに基準を課すとともに、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。

- * 教員要件については、教育カリキュラムの見直しを踏まえ、養成施設の教員要件の見直しを検討し、これを踏まえて福祉系高校の教員要件についても検討。その際、高等学校教諭の場合には教育職員免許が必須とされている等の仕組みの違いを踏まえ、必要に応じて所要の経過措置等に係る配慮を行う。



[参考] 養成施設・福祉系高校における教育時間・教員要件の概要

		養成施設ルート	福祉系高校ルート
教育 時間	総時間	1, 650時間 (実習450時間)	1, 190時間 (実習210時間(*))の中で学校の裁量で実施) *現場実習のほか、校内での知識・技能の修得に係る時間も含まれる。
	1時間の取扱い	専修学校についてはスクールアワー(50分又は45分) *文部事務次官通達で規定 実習については実時間	スクールアワー(50分又は45分) *高等学校学習指導要領で規定
教員 要件	専任教員 の数	○学生総定員80人までは3人の専任教員を置き、80人を超えて40人ごとに1人、200人を超えて50人ごとに1人の増とする。 ○うち2人以上は、介護福祉士、看護師等として5年以上実務に従事した者 ○うち1人以上は、大学院、大学、短期大学等においておおむね3年以上の教歴を有する者	学生総定員40人に1人の常勤教諭を置く。
	社会福祉概論、 老人福祉論等の 担当教員	以下のいずれかを満たす者 ・大学院、大学、短期大学等の当該科目の担当教授、助教・授又は講師(非常勤を含む) ・専修学校の専門課程の教員として当該科目を3年以上担当した者 ・社会福祉主事養成機関、看護師養成所等の専任教員として当該科目を3年以上担当した者 ・大学院で当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者等 等	教科「福祉」の教員免許状取得者 *教科に関する科目(社会福祉学、高齢者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習等)及び教職に関する科目(教育方法等)を修得して取得
	社会福祉援助技 術・社会福祉援助 実習の専任教員	社会福祉援助技術・社会福祉援助技術演習の専任教員の場合は、社会福祉概論、老人福祉論等の担当教員に求められる上記の要件に加え、介護教員講習会の受講が必要。	[介護実習等の場合] 教科「福祉実習」の教員免許状取得者でも可
	介護概論、介護技 術等・介護実習等 の専任教員	高等学校卒業後、介護福祉士、看護師等として5年以上実務に従事 + 介護職員講習会の受講	
	医学一般等の 担当教員	原則医師等	教科「看護」の教員免許状取得者

[介護教員講習会について]

1 趣旨

介護福祉士養成施設の専任の介護教員等に、主に介護に係る教育方法について学んでもらうことにより、介護教育の内容の充実・向上及び介護教員の養成確保を図るもの。

2 受講対象者

介護福祉士養成施設において、「介護概論」、「介護技術」、「形態別介護技術」、「介護実習」、「介護実習指導」、「社会福祉援助技術」又は「社会福祉援助技術演習」を教授する専任教員になろうとする者

3 講習会の内容

基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の3分野に区分して実施し、合計300時間程度（うち、基礎分野と介護に係る教育方法に係るものが240時間を占める。）

* 基礎分野と専門基礎分野については、大学等において同等の科目を修めた場合には、当該科目は免除されるほか、看護教員養成講習会修了者の場合には、基礎分野と専門基礎分野のすべての科目が免除される等の措置が講じられている。

分 野	教 育 内 容	科 目	時 間 数
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング	15
		実習指導方法	15
	介護教育演習	介護過程の展開方法	15
		コミュニケーション技術	15
研究	研究方法	30	
合		計	150以上

分 野	教 育 内 容	科 目	時 間 数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30計60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
合		計	150以上

実技試験の取扱いの見直し

現 行

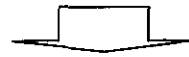
- 介護福祉士試験は筆記試験と実技試験から構成。
 - 32時間の介護技術講習を修了した者については、3回に限り実技試験を免除する措置が講じられている。
- * 現在、(社)日本介護福祉士養成施設協会において、介護技術講習会の修了の評価の在り方について検討が行われている。

見直しの方向

実技試験は介護福祉士として必要な技能が一定の水準に達しているかどうかを問うもの。



介護福祉士資格の取得方法の一元化に際して教育内容の充実が図られた後は、教育プロセスを経る中で必要な技能の獲得が担保されているものと考えられることができる。



以下のルートについては、介護技術講習を修了しなくても、実技試験を免除する取扱いとする。(これにより、介護技術講習の対象者は大幅に縮小。)

- ・ 養成施設ルート
- ・ 6月以上の養成課程が賦課された実務経験ルート
- ・ 1,800時間の教育時間を確保した福祉系高校ルート

[参考1] 介護技術講習制度（平成17年度～）

1 趣旨

介護福祉士試験を取り巻く現状をみると、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっている。このため、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者に対して実技試験を免除する制度を導入することにより、介護福祉士試験受験者の介護技術の向上を図るとともに、実技試験における負担軽減等を通じた実技試験の適正な実施を図り、もって介護福祉士の質の向上に資するもの。

2 改正内容

- (1) 介護福祉士指定養成施設等の設置者が実施する介護技術に関する講習であって、一定の要件を満たすものとしてあらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者について、その申請により、修了日後に行われる実技試験を3回に限り、免除する。
- (2) 「一定の要件」とは、次に掲げるすべての要件をいうこと。
 - ① 講習の時間は、32時間以上とすること。
 - ② 必要な数の講師及び必要な施設を確保して行うものであること。
 - ③ 講師は、課程を教授するのに必要な講習（指導者講習）を受けた者であること。
 - ④ 介護福祉士試験を受けようとする者であることを受講資格とすること。
 - ⑤ 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。
- (3) 介護技術講習の実施者は、年度毎の実施届出書及び講習毎の実施報告書を厚生労働大臣（地方厚生局）に提出すること。

3 施行日

介護技術講習は平成17年4月から実施しており、介護福祉士試験の実技試験の免除については、平成18年に実施される介護福祉士試験から適用。

(参考) 平成17年度介護技術講習の実施状況等

- ・実施期間：平成17年4月～12月
- ・受講枠総数：35,570人
- ・修了者数：34,468人

※ 平成18年度受講枠総数（平成18年3月31日現在）：58,984人

[参考2] 介護技術講習制度の実施と国家試験の状況

(社会福祉振興・試験センター調べ)

	平成17年(第17回試験)							平成18年(第18回試験)									
	筆記試験			実技試験				最終合格率 (D/A)	筆記試験			実技試験					最終合格率 (e+d)/a
	受験者(人) (A)	合格者(人) (B)	筆記合格率 (B/A)	受験者(人) (C)	合格者(人) (D)	実技合格率 (D/C)	受験者(人) (a)		合格者(人) (b)	筆記合格率 (b/a)	受験者(人) (c)	合格者(人) (d)	実技合格率 (d/c)	実技免除者 (人) (e)	全体合格率 (d+e)/(c+e)		
実務経験者	82,183	44,093	53.7%	43,942	34,458	78.4%	41.9%	120,774	62,573	51.8%	43,714	37,089	84.8%	18,721	89.4%	46.2%	
NHK学園卒業生	2,361	1,817	77.0%	1,792	1,372	76.6%	58.1%	2,611	1,911	73.2%	685	578	84.4%	1,216	94.4%	68.7%	
福祉系高校卒業生	6,058	3,229	53.3%	3,210	2,746	85.5%	45.3%	6,649	3,599	54.1%	2,132	1,858	87.1%	1,448	92.3%	49.7%	
計	90,602	49,139	54.2%	48,944	38,576	78.8%	42.6%	130,034	68,083	52.4%	46,531	39,525	84.9%	21,385	89.7%	46.8%	

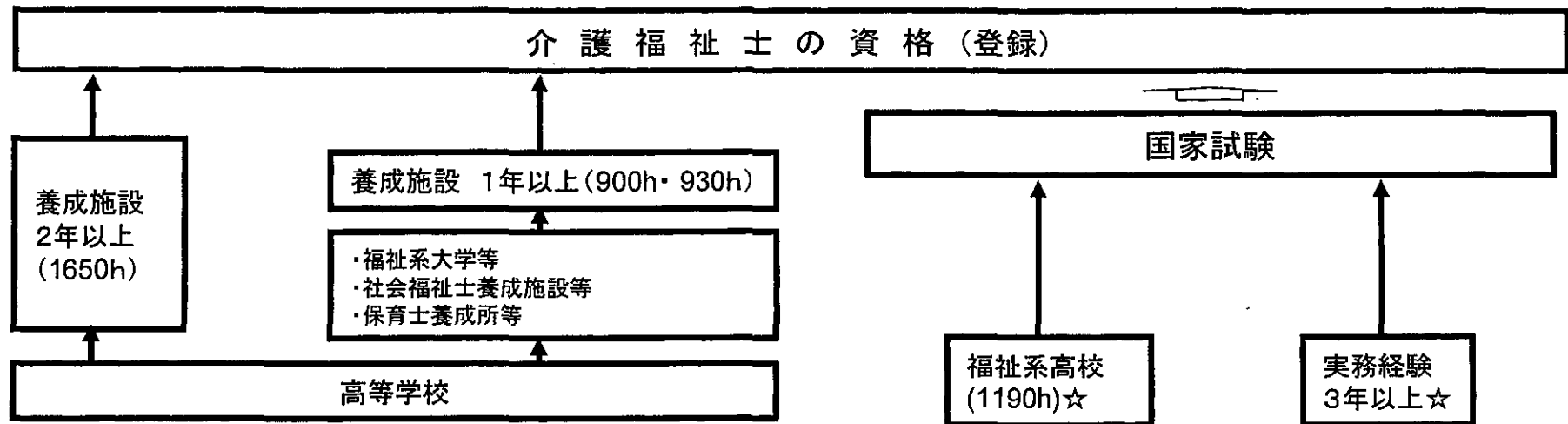
(注) 近年の実技試験の合格率の推移

平成12年85.3%、平成13年79.9%、平成14年72.2%、平成15年79.1%、平成16年84.9%、平成17年78.8%

* 平成17年は、初めて在宅福祉分野から出題

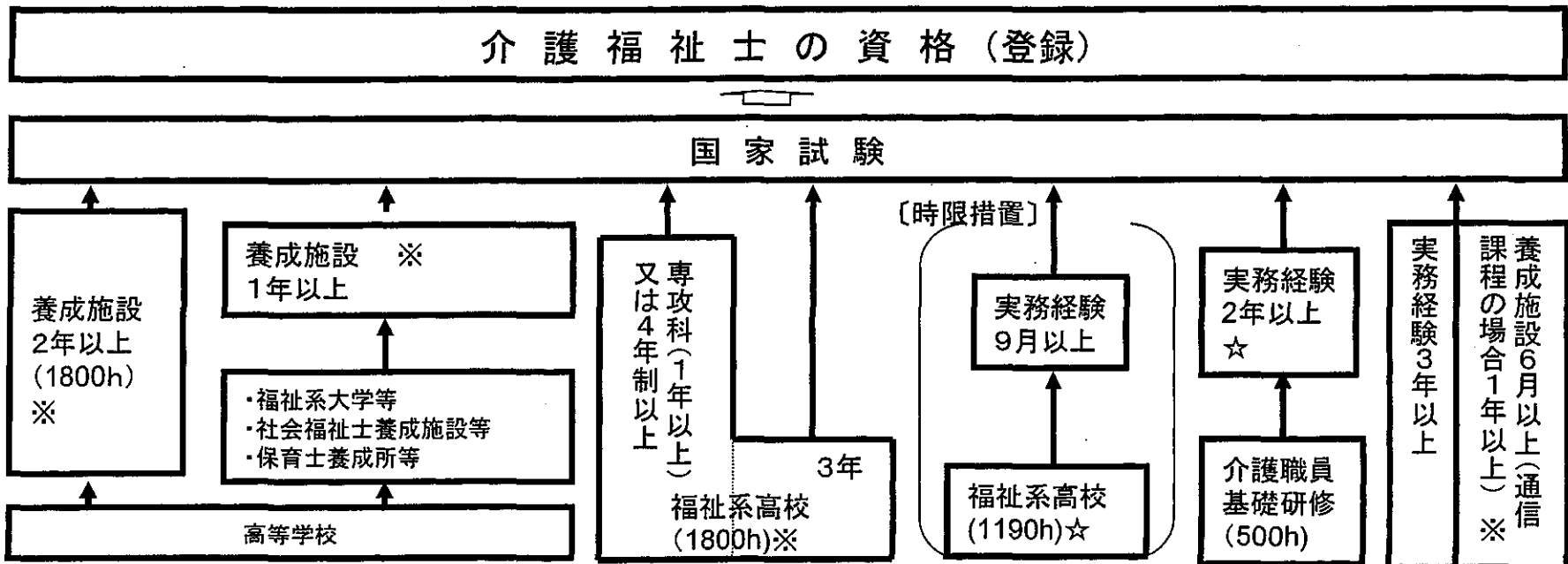
介護福祉士の資格取得方法の見直しの全体像

〔現行〕



☆：実技試験有り。なお、介護技術講習修了者は、実技試験免除。

〔見直しの方向〕

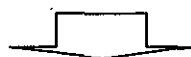


※：一定以上の養成プロセスを経たものは、実技試験を課さない。 ☆：実技試験あり。なお、介護技術講習受講者は、実技試験免除。

その他の事項の見直し

技能検定ルート

介護等に係る技能検定であって厚生労働省令で定めるものに合格して資格を取得するルートであるが、制度施行から現在に至るまで、当該技能検定として厚生労働省令として定められたものではなく、実績がない。



【見直しの方向】 技能検定ルートは廃止する。

職業能力開発校等の取扱い

養成施設ルートにおいては、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」において必要な知識及び技能を修得した場合にも資格を取得することができることとされているが、制度施行から現在に至るまでほとんど実績がなく、また、職業能力開発校等は養成施設として厚生労働大臣の指定を受けることも可能。



【見直しの方向】 職業能力開発校等に係る規定は廃止する。

通信課程

現在、通信課程が置かれているのは、NHK学園等の高等学校専攻科5校における2年間1,155時間の課程や高等学校1校における3年間1,190時間の課程のみ。

【見直しの方向】

実務経験ルート

新たに賦課される養成課程は、現に就労している者が就学する課程であることを踏まえ、働きつつ学べるように、養成課程としての指定を受けたものに限り、通信課程を認める。

福祉系高校ルート

- 通信課程については、現行課程を基本的に維持しつつ、高等学校専攻科又は高等学校を卒業の後、実務経験9月を経た場合に国家試験の受験資格を認める。
 - * 実技試験は免除されない。
- 上記の取扱いは時限的に認めることとし、教育カリキュラム及び資格取得体系の更なる見直しの検討の際に、通信課程の取扱いの在り方について検討を行う。

(注)NHK学園専攻科社会福祉コースには、1学年2,500人前後が在籍している。平成17年度入学生でみると、10代が2.6%、20代が22.4%、30代が28.8%、40代が26.6%、50代が16.8%、60代以上が2.9%となっており、平均年齢は約38歳である。入学者の職業としては、介護関係業務に従事している者が約3分の1を占めているほか、ボランティア活動の経験がある者が約2分の1を占めている。

実務経験の範囲

現在、実務経験の期間として認められるのは、特別養護老人ホーム等における介護職員としての経験等の限定列挙されたものに限られている。

また、上記により限定列挙されたものに該当すれば、ボランティアとして従事した場合にあっても、実務経験の期間として算入される取扱いとなっている。



【見直しの方向】

- 実務経験として認められる範囲について、点検を行い、
 - ・ 認知症疾患治療病棟における経験
 - ・ 急性期医療機関における看護助手としての経験等も含めるかどうかについて検討を行う。

- ボランティアとして介護等の業務に従事した期間は、実務経験の期間としては認めないこととする。

実施時期の考え方

教育カリキュラムの見直し

○ 養成施設、福祉系高校等における対応に要する時間を考慮しつつも、できる限り早期に実施

* 新教育カリキュラムに基づく国家試験は、新カリキュラム履修者の卒業時期も念頭に置き実施

資格取得体系の見直し

既に養成施設に入学している者等の期待権や教育機会の準備等への配慮も考慮しつつ実施

[新たな受験資格]

養成施設ルート	⇒	新たに国家試験を受験
実務経験ルート	⇒	6月以上の養成課程を経ないと受験資格なし
福祉系高校ルート	⇒	1,800時間（又は1,190時間＋実務経験9月）を経ないと受験資格なし